

② 経過措置

平成12年の法改正により給付乗率の5%適正化が行われたところであるが、制度改正前の年金額の算定方式による年金額（給与（給料）は平成6年水準とし、給付乗率は5%適正化前）を物価スライドさせた額が、本来の年金額（給与（給料）は毎年度水準とし、給付乗率は5%適正化後）を上回る場合には、前者の額を保障することとなっており、この場合の平均標準報酬額等を算定する場合には、各月の掛金の標準となった給料の額及び掛金の標準となった期末手当等の額を平成6年水準とするための表3の再評価率を乗じることとされている。

表3 再評価率（平成6年水準）

期 間	再評価率	期 間	再評価率
昭和60年10月～昭和62年3月	1.220	平成17年4月～平成18年3月	0.923
昭和62年4月～昭和63年3月	1.190	平成18年4月～平成19年3月	0.926
昭和63年4月～平成元年11月	1.160	平成19年4月～平成20年3月	0.924
平成元年12月～平成3年3月	1.090	平成20年4月～平成21年3月	0.924
平成3年4月～平成4年3月	1.040	平成21年4月～平成22年3月	0.914
平成4年4月～平成5年3月	1.010	平成22年4月～平成23年3月	0.927
平成5年4月～平成6年3月	0.990	平成23年4月～平成24年3月	0.934
平成6年4月～平成7年3月	0.990	平成24年4月～平成25年3月	0.937
平成7年4月～平成8年3月	0.990	平成25年4月～平成26年3月	0.937
平成8年4月～平成9年3月	0.990	平成26年4月～平成27年3月	0.932
平成9年4月～平成10年3月	0.990	平成27年4月～平成28年3月	0.909
平成10年4月～平成11年3月	0.990	平成28年4月～平成29年3月	0.909
平成11年4月～平成12年3月	0.990	平成29年4月～平成30年3月	0.910
平成12年4月～平成13年3月	0.917	平成30年4月～平成31年3月	0.910
平成13年4月～平成14年3月	0.917	平成31年4月～令和2年3月	0.903
平成14年4月～平成15年3月	0.917	令和2年4月～令和3年3月	0.899
平成15年4月～平成16年3月	0.917	令和3年4月～令和4年3月	0.900
平成16年4月～平成17年3月	0.917		

(3) 昭和61年4月1日以前の組合員期間を有している者に係る平均給与（給料）月額算定

昭和61年4月1日以前の組合員期間を有している者についても、平均給与（給料）月額を基礎として年金額を算定することとなるが、同日以前の組合員期間に係る各月の掛金の標準となった給料の額については、特例として、一定の期間における給料の平均額を基礎として次のように算定することとされている（60年改正法附則§8）。

① 昭和61年4月1日まで引き続き組合員期間を有する者に係る平均給与（給料）月額算定

原則として、昭和61年3月31日以前の5年間の同日に引き続き組合員期間（昭和56年4月1日～昭和61年3月31日）における各月の掛金の標準となった給料の平均額に政令で定める率（当該5年間の平均額を昭和61年4月1日以前の全期間の平均額に換算するための率。いわゆる「全期間換算率」）を乗じて得た額を、同日まで引き続き組合員期間における各月の掛金の標準となった給料の額とみなすこととされている（60年改正法附則§8①）。

平均給料月額 = 
$$\frac{\left[ \begin{array}{l} \text{昭和56.4.1} \sim \text{61.3.31} \\ \text{の各月の掛金の標準と} \times \frac{1}{60} \times \text{全期間換算率} \times \text{再評価率} \times \text{手当率} \times \text{Aの月数} \\ \text{なった給料の総額(注1)} \end{array} \right] + \text{Bの各月の掛金の標準となった給料の総額} \times \text{再評価率(注3)} \times \text{手当率(注4)}}{\text{Aの月数} + \text{Bの月数}}$$

平均給与月額 = 
$$\frac{\text{Cの各月の掛金の標準となった給料の総額} \times \text{再評価率(注3)} \times \text{手当率(注4)} + \text{Cの掛金の標準となった期末手当等の総額} \times \text{再評価率(注3)}}{\text{Cの月数}}$$

(注1) この場合において、昭和60年3月31日以前の各月の給料の額については、その額を昭和60年度水準の額とするため、原則として、表4の期間の区分に応じてその給料の額にそれぞれ同表の再評価率を乗じて得た額（その額が46万円を超えるときは、46万円）から当該給料の額を控除した額を加算した額とすることとされている（60年改正法附則§8①、経過措置政令§3②、別表第1）。

表4 昭和60年度 給料再評価率

期 間	再評価率
昭和56年4月1日～昭和57年3月31日	1.109
昭和57年4月1日～昭和58年3月31日	1.109
昭和58年4月1日～昭和59年3月31日	1.087
昭和59年4月1日～昭和60年3月31日	1.052

(注2) 全期間換算率は、昭和61年3月31日以前の組合員期間に応じ表5に掲げる率を表2[P19]に掲げる手当率で除して得た率である（60年改正法附則§8①、経過措置政令§3③、別表第2）。

$$\text{全期間換算率} = \frac{\text{表5に掲げる率}}{\text{表2に掲げる手当率}}$$

## (2) 年金額

### ○ 老齢厚生年金の額

老齢厚生年金の額は、報酬比例部分、経過的加算及び加給年金額の合計額となる（厚年法§43・44、60年国年改正法附則§59②）。

#### ア 報酬比例部分

(A) 平成15年3月31日までの期間④

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1000} \times \text{④の月数}$$

(毎年度再評価後)

+

(B) 平成15年4月1日以後の期間⑤

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1000} \times \text{⑤の月数}$$

(毎年度再評価後)

(注1) 老齢厚生年金の額については、その権利を取得した月以後における被保険者期間は、その計算の基礎としない（厚年法§43②）。

(注2) 被保険者である受給権者がその被保険者の資格を喪失し、かつ、被保険者となることなくして被保険者の資格を喪失した日から起算して1月を経過したときは、厚年法第43条②の規定にかかわらず、その被保険者の資格を喪失した月前における被保険者であった期間を老齢厚生年金の額の計算の基礎とするものとし、資格を喪失した日から起算して1月を経過した日の属する月から、年金の額を改定する（厚年法§43③）。

(注3) 第3号厚生年金被保険者期間が20年未満である者に係る老齢厚生年金等の額を算定する場合において、その者が昭和54年改正前の法の規定による退職一時金等を全額受給した者（いわゆる通算退職年金の原資控除を受けなかった者）であるときは当該退職一時金等の基礎となった被保険者期間は、当該老齢厚生年金等の額の算定の基礎となる被保険者期間には該当しないものとし、退職一時金の返還は要しないものとされている（60年改正法附則§18）。

(注4) 60年改正法による改正前の法の規定による退職年金又は減額退職年金の受給権者に係る老齢厚生年金等の額を算定する場合においては、当該退職年金等の額の算定の基礎となった組合員期間は、当該老齢厚生年金等の額の算定の基礎となる被保険者期間には該当しない（60年改正法附則§19①）。

#### イ 報酬比例部分に係る年金額水準の経過措置

前記アの報酬比例部分に係る年金額は、平成16年改正後の額であるが、経過措置として、次の①～③により算定した額のうち、最も金額の高いものが適用されること

となる（厚年法§43、厚年法附則§17の7、12年国年改正法附則§20・21）。

#### ① 本来水準による額

当該年度再評価後の平均標準報酬額等により算定した5%適正化後の額

#### ② 前年度額による保障額

当該年の前年度再評価後の平均標準報酬額等により算定した5%適正化後の額

#### ③ 平成12年改正前の水準による保障額

平成6年再評価後の平均標準報酬額等により算定した5%適正化前の額（平成12年改正前の水準）に、毎年度改定される従前額改定率（令和3年4月～は「0.999」※生年月日が昭和13年4月1日以前の者については「1.001」）を乗じた額

(注) 上記②の前年度額による保障額は、前年度以前に受給権が発生している場合に算定される。

また、上記②にかかわらず、次のア～エに該当する場合は、その額を当該年度額とする（厚年法附則§17の7）。

ア 厚年法第43条の2の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に次のa又はbに定める率を乗じて得た金額に満たないときは、当該乗じて得た額

a 名目手取り賃金変動率が1を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を下回る場合は、名目手取り賃金変動率

b 物価変動率が1を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合は、物価変動率

イ 物価変動率が1を下回る場合において、厚年法第43条の3の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に物価変動率を乗じて得た金額に満たないときは、当該乗じて得た額

ウ 名目手取り賃金変動率が1を下回る場合において、厚年法第43条の4の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に次のa又はbに定める率を乗じて得た金額に満たないときは、当該乗じて得た額

a 物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となる場合は、名目手取り賃金変動率

b 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合（物価変動率が1を上回る場合を除く。）は、物価変動率

エ 物価変動率が1を下回る場合において、厚年法第43条の5の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に物価変動率を乗じて得た金額に満たないときは、当該乗じて得た額

#### ウ 経過的加算

経過的加算とは、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の額と65歳以後に支給される老齢基礎年金との差額を65歳以後の老齢厚生年金に加算するものであり、これにより65歳に到達したことにより定額部分が老齢基礎年金に代わった場合においても、年金の総支給額が低下しないこととなる（60年国年改正法附則§59②）。

$$1,628 \text{円 (注1)} \times \frac{\text{被保険者期間の月数 (注2)} - 780,900 \text{円}}{\text{被保険者期間のうち老齢基礎年金の額の算定の基礎となった月数}} \times 480 \text{月 (注3)}$$

(注1) 1,628円 = 1,628円 × 1.000

昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日により定額単価の経過措置が設けられている。

(注2) 当該月数が、480月を超えるときは、480月とする。ただし、昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日により上限となる月に経過措置が設けられている。

(注3) 昭和16年4月1日以前に生まれた者については、生年月日により月数の経過措置が設けられている。

#### エ 加給年金額

厚生年金の被保険者期間が合計20年以上ある者で、本来支給の老齢厚生年金の受給権が発生したとき又は特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢に達したとき、その者によって生計を維持していた(注)65歳未満の配偶者、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子又は20歳未満で障害等級が1、2級に該当する子がいるときは、表8のとおり加給年金額が加算される(厚年法§44・78の27、附則§16・22)。

(注) 老齢厚生年金の受給権者と生計を共にしていた者のうち、恒常的な収入金額が将来にわたって年額850万円(所得で655万5千円)未満と認められる者である(厚年法施行令§3の5)。なお、配偶者については、届出をしていなくても、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。

複数の老齢厚生年金の受給権を有する場合、加給年金額は、1つの老齢厚生年金にのみ加算されるが、加算される老齢厚生年金は次の優先順位により決まる(厚年法施行令§3の13)。

#### ① 加給年金額の加算開始時期が最も早い老齢厚生年金

表8 配偶者がいる場合に加算される加給年金額

受給権者の生年月日	加算額(括弧内は額の算定根拠)	加算後の額
昭和9年4月2日～昭和15年4月1日	33,200円(33,200円×1.000)	257,900円
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	66,300円(66,300円×1.000)	291,000円
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	99,500円(99,500円×1.000)	324,200円
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	132,600円(132,600円×1.000)	357,300円
昭和18年4月2日以後	165,800円(165,800円×1.000)	390,500円

#### ② 算定の基礎となる加入期間が最も長い老齢厚生年金

##### オ 加給年金額の停止

加給年金額の対象となっている配偶者が、被保険者(組合員)期間が20年以上の老齢厚生年金、退職共済年金、障害共済年金等(繰上げ受給の老齢基礎年金を除く。)を受けられる場合は、加給年金額の支給が停止される(厚年法§46⑥・78の29、一元化法附則§21、厚年法施行令§3の7、27年厚年経過措置政令§21)。

##### カ 加給年金額の失権

加給年金額の対象となっている配偶者又は子が次に掲げる事由に該当したときは、その者に係る加給年金額は、当該事由に該当した日の属する月の翌月から加算されないこととなる(厚年法§44④)。

- (ア) 死亡したとき。
- (イ) 受給権者による生計維持の状態がやんだとき。
- (ウ) 配偶者が、離婚又は婚姻の取消しをしたとき。
- (エ) 配偶者が、65歳に達したとき。
- (オ) 子が、養子縁組によって受給権者の配偶者以外の者の養子となったとき。
- (カ) 養子縁組による子が、離縁したとき。
- (キ) 子が、婚姻したとき。
- (ク) 子(障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子を除く。)について、18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき。
- (ケ) 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を除く。)について、その事情がやんだとき。
- (コ) 子が、20歳に達したとき。

#### (3) 老齢厚生年金の失権

老齢厚生年金を受けられる権利は、その受給権者が死亡したときに消滅する(厚年法§45)。

また、特別支給の老齢厚生年金を受けられる権利は、その受給権者が65歳に達したときにも消滅する(厚年法附則§10)。

#### (4) 老齢厚生年金の繰上げ支給

##### ○ 老齢厚生年金の繰上げ支給の概要

被保険者又は被保険者であった者のうち、昭和28年4月2日(特定警察職員等は昭和34年4月2日)以後に生まれたものが、次のいずれにも該当するに至ったとき(国民年金の任意加入被保険者でない者に限る。)は、支給開始年齢に達する前に老齢厚生年金を繰り上げて受給することができる(厚年法附則§7の3・13の4・21)。

(注3) 月単位での支給率 =  $1 - (\text{支給停止額}) \div \text{報酬比例部分}$

## (7) 特別支給の老齢厚生年金

### ① 特別支給の老齢厚生年金の概要

厚年法の本則上、老齢厚生年金の受給権発生年齢は65歳とされているが、これは、日本社会が急速に高齢化に向かうことを考慮し、昭和60年の法改正で定められたものである。しかし、当該改正前の支給開始年齢は60歳であり、改正前から保険料（掛金）を納めてきた者にとっては期待権が失われることとなった。このため経過的な措置として厚年法の附則では、支給要件を満たしていれば、生年月日に応じた年齢で年金を受け取ることができる特例を設けており、これを65歳から支給される「本来支給の老齢厚生年金」と区別して、「特別支給の老齢厚生年金」という。

### ② 特別支給の老齢厚生年金の支給要件

次のいずれにも該当するときは、65歳に達するまで特別支給の老齢厚生年金が支給される（厚年法附則§8）。

- ア 60歳以上であること。
- イ 1年以上の被保険者期間を有すること。
- ウ 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合わせた期間が10年以上であること。

### ③ 特別支給の老齢厚生年金の額の算定

#### 〈特別支給の老齢厚生年金の額〉

特別支給の老齢厚生年金の額は、定額部分、報酬比例部分及び加給年金額の合計額となる（厚年法§44・78の27、附則§9の2②・9の3・16・22）。

#### ア 定額部分の額

定額部分の額は、本来支給の老齢厚生年金と異なり、老齢基礎年金が国民年金から支給されないために、老齢基礎年金に相当する部分を支給しようとするものである（60年国年改正法附則§59、経過措置政令§12①②、別表第5、国年法§27、国年改定率政令§1）。

1,628円（注1）× 被保険者期間の月数（注2）

（注1）1,628円 = 1,628円 × 1.000

昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日により定額単価の経過措置が設けられている。

（注2）当該月数が480月を超えるときは、480月とする。ただし、昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日により上限となる月に経過措置が設けられている。

#### イ 報酬比例部分の額

特別支給の報酬比例部分の額は、前記「1(2)」を参照。

#### ウ 加給年金額

加給年金額は、前記「1(2)」を参照。

※アの定額部分については、特別支給の老齢厚生年金の受給権者か障害等級1～3級のいずれかに該当した場合（障害者特例、厚年法附則§9の2）、又は、厚生年金の被保険者期間（一の種別に係るものに限る。厚年法附則§9の3）が44年以上である場合（長期在職者特例）にのみ加算される。

※ウの加給年金額については、特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、障害者特例又は長期在職者特例のいずれかに該当し、かつ、加給年金額対象者がいる場合に加算される。

## 2 障害厚生年金

### (1) 受給資格

障害厚生年金は、一定の保険料納付要件を満たした者（注1）が次のいずれかに該当するときに、支給される。

(ア) 障害認定日において障害の状態にあるとき（厚年法§47）

厚生年金の被保険者である間に初診日（注2）があり、かつ、障害認定日（注3）において、障害等級が1級から3級に該当する障害の状態（注4）にあるとき。

(イ) 障害認定日後に障害の状態となったとき（事後重症制度）（厚年法§47の2）

障害認定日において、障害等級が1級から3級に該当する程度の障害の状態になかった者が、その後65歳に達する日の前日までの間に、その傷病により3級以上に該当する程度の障害の状態になったとき。

(ウ) 他の障害と併合して初めて該当するとき（基準傷病制度）（厚年法§47の3）

厚生年金の被保険者である間に初診日のある傷病による障害（以下「基準傷病」という。）と、その他の傷病（基準傷病の初診日以前の傷病に限る。）による障害とを併合して、障害認定日以後65歳に達する日の前日までの間に、障害等級が1級又は2級に該当する程度の障害の状態となったとき。

（注1）初診日の前日に、次の①又は②の国民年金保険料の納付要件を満たしていなければならない（国年法§30）。

① 国民年金の保険料納付済期間と保険料免除期間とを合わせた期間が、保険料を納めていなければならない期間（初診日のある月の前々月までの国民年金の被保険者期間）の3分の2以上あること。

② 初診日が令和8年3月31日以前の場合は、①の要件を満たさなくても、初診日のある月の前々月までの一年間に保険料滞納期間がないこと（厚年法60年改正附則§64①、国年法60年改正附則§20）。

（注2）初診日とは、その傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日をいう。

（注3）障害認定日とは、初診日から起算して1年6月を経過した日又はその期間内に傷病が治った日若しくはその症状が固定し、治療の効果が期待できない状態に至った日をいう。

（注4）障害等級1級から3級に該当する程度の障害の状態については、厚年法施行令第3条の8・別表第1に定められている。

### (2) 障害厚生年金の額

障害厚生年金の額は、報酬比例部分と加給年金額の合計額となる（厚年法§50①・②・78の30）。

### ① 報酬比例部分

(A) 平成15年3月31日までの期間<sup>Ⓐ</sup>

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1000} \times \text{Ⓐの月数} \times \left\{ \begin{array}{l} \frac{125}{100} \text{ (1級)} \\ \frac{100}{100} \text{ (2級, 3級)} \end{array} \right\}$$

(毎年度再評価後)

+

(B) 平成15年4月1日以後の期間<sup>Ⓑ</sup>

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1000} \times \text{Ⓑの月数} \times \left\{ \begin{array}{l} \frac{125}{100} \text{ (1級)} \\ \frac{100}{100} \text{ (2級, 3級)} \end{array} \right\}$$

(毎年度再評価後)

（注1）障害認定日が属する月まで加入していたすべての厚生年金保険の被保険者期間（共済組合の組合員期間を含む。）に基づき年金額が算定される。

（注2）被保険者期間の月数が300月（25年）未満のときは、300月とするが、この場合、平成15年4月1日前後に被保険者期間があるときは、その前後の被保険者期間の月数に応じて300月を按分する（12年国年改正法§20③）。

（注3）障害基礎年金が支給されない者に支給する障害厚生年金（3級である場合等）については、上記算定式により算出した報酬比例部分の額が585,700円より少ないときは、585,700円とする（厚年法§50③）。

（注4）傷病が公務上の事由により発生したものであっても、算定式は同じである。

（注5）報酬比例部分の額は、平均標準報酬（月）額を再評価率により毎年度水準とし、5%適正化した給付乗率により算定した額（本来水準の額）を、平成12年改正前の算定式（平均標準報酬（月）額）は平成6年水準とし、給付乗率は5%適正化前を平成6年度以降物価スライドさせて算定した額が上回る場合には、その額が保障される。

### ② 加給年金額

障害等級1級又は2級の場合で、その者によって生計を維持する65歳未満の配偶者（注1）があるときは、加給年金額として224,700円（224,700円×1.000）（注2）が加算される（厚年法§50の2）。

なお、その者によって生計を維持する配偶者に関する要件は、老齢厚生年金の場合と同様となるが、障害厚生年金は、受給権を取得したときに生計を維持している配偶者がいなくとも、後に婚姻等により生計を維持している配偶者を有することとなった場合に

は、加算が行われる。

(注1) 配偶者が大正15年4月1日以前に生まれた者であるときは、65歳以上の場合でも加給年金額が加算される。

(注2) 224,700円は、令和3年度の額である。

### ③ 障害の程度が変わった場合の障害厚生年金の額の改定

障害厚生年金の受給権者の障害の程度が増進し、その者から請求があったとき、又はその障害の程度を診査し、その程度が従前の障害等級以外の障害等級に該当すると認めるときは、その程度に応じて、障害厚生年金の額が改定される（厚年法§52）。

また、障害厚生年金（その権利を取得した当時から1級又は2級に該当したことのないものを除く。）の受給権者が、当該障害厚生年金の給付事由となった初診日以後に初診日がある傷病により新たに障害等級の1級又は2級に該当しない程度の状態になり、かつ、その障害の障害認定日以後65歳に達する日の前日までの間に、前後の障害を併合した障害の程度が従前の障害の程度より増進し、その者から請求があったときは、その増進した障害の程度に応じて、障害厚生年金の額が改定される。

なお、障害等級3級の障害厚生年金受給権者（その権利を取得した当時から1級又は2級に該当したことがないものに限る。）の障害程度が65歳以上になって増進した場合は、その額は改定されない。

## (3) 2以上の障害がある場合の取扱い

### ① 障害等級2級以上の障害厚生年金を支給すべき障害が2つ以上あるとき

障害等級が1級又は2級の障害厚生年金の受給権者に、更に障害等級が1級又は2級の障害厚生年金を支給すべき事由が発生した場合には、原則として前後の障害を併合した障害の程度による障害厚生年金が支給され、従前の障害厚生年金を受ける権利は消滅する（厚年法§48）。

### ② 新たに障害基礎年金を受ける権利を有したとき

障害厚生年金の受給権者が国年法による障害基礎年金（当該障害厚生年金と同一の給付事由に基づくものを除く。）を受ける権利を有したときは、当該障害厚生年金の給付事由となった障害と当該障害基礎年金の給付事由となった障害を併合した障害の程度に応じて、当該障害厚生年金の額が改定される（厚年法§52の2①）。

### ③ 併合された障害の程度が増進したとき

障害厚生年金の受給権者について、国年法第34条第4項又は第36条第2項ただし書

の規定により併合された障害の程度が、当該障害基礎年金の給付事由となった障害の程度より増進したときは、これらの規定により併合された障害の程度に応じて、当該障害厚生年金の額が改定される（厚年法§52の2②）。

## (4) 障害厚生年金の支給停止

### ① 労働基準法に基づく障害補償との調整

障害厚生年金の受給権者が、同一の傷病について、労働基準法第77条の規定による障害補償を受ける権利を有することとなったときは、6年間、障害厚生年金の支給が停止される（厚年法§54①）。

### ② 障害の状態に該当しなくなったときの支給停止

障害厚生年金の受給権者が、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなったときは、その障害の程度に該当しない間、障害厚生年金の支給が停止される（厚年法§54②）。

## (5) 障害厚生年金の失権

障害厚生年金の受給権者が死亡したときは、障害厚生年金を受ける権利は消滅する。このほか、障害の程度が減退して障害等級に該当しなくなったときは、障害厚生年金の支給が停止となり、該当しなくなった日からその状態のまま3年を経過し、かつ65歳に達したときは、障害厚生年金を受ける権利は消滅する（厚年法§53）。

年金、減額退職年金、通算退職年金いずれかの受給権者又は被保険者期間等（保険料納付済期間、保険料免除期間、合算対象期間）が、25年以上ある者が死亡したとき。

この場合において、ア～ウ（短期要件）のいずれかに該当し、かつエ（長期要件）にも該当するときは、その遺族が遺族厚生年金を請求したときに別段の申出をした場合を除き、ア～ウまでのいずれかのみ該当し、エには該当しないものとみなす（厚年法§58②）。

### ② 保険料の納付要件

遺族厚生年金は、支給要件のア又はイに該当する場合であって、被保険者又は被保険者であった者の死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の2/3に満たないときは、支給されない（厚年法§58①ただし書き）。

### ③ 令和8年4月1日前に被保険者又は被保険者であった者が死亡した場合

令和8年4月1日前に被保険者又は被保険者であった者が死亡した場合は、前記②の保険料納付要件を適用する場合は、前記②の「2/3に満たないとき」を、「2/3に満たないとき（当該死亡日の前日において当該死亡日の属する月の前々月までの1年間（死亡日において国民年金の被保険者でなかった者については、当該死亡日の属する月の前々月以前における直近の国民年金の被保険者期間に係る月までの1年間）のうちに保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の被保険者期間がないときを除く。）」とし、保険料の滞納がなければ遺族厚生年金の要件を満たすこととされている（60年国年改正法附則§64②）。

## (3) 遺族厚生年金の額

### ① 遺族厚生年金の額

遺族厚生年金の額は、原則として同条件で計算した老齢厚生年金の報酬比例部分の額の3/4に相当する額として算定される。

### 〈報酬比例部分〉

(A) 平成15年3月31日までの期間④

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1000} \times \text{④の月数} \times \frac{3}{4}$$

(毎年度再評価後)

+

(B) 平成15年4月1日以後の期間⑤

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1000} \times \text{⑤の月数} \times \frac{3}{4}$$

(毎年度再評価後)

(注1) 報酬比例部分の額は、平均標準報酬（月）額を再評価率により毎年度水準とし、5%適正化した給付乗率により算定した額（本来水準の額）を、平成12年改正前の算定式（平均標準報酬（月）額は平成6年水準とし、給付乗率は5%適正化前）を平成6年度以降物価スライドさせて算定した額が上回る場合には、その額が保障される。

(注2) 支給要件のア、イ、ウに該当する場合で、被保険者期間が300月（25年）未満のときは、300月とするが、この場合、平成15年4月1日前後に被保険者期間があるときは、その前後の期間に応じて300月を按分する（12年国年改正法附則§20）。

(注3) 支給要件のエに該当する場合、給付乗率については、死亡した者の生年月日に応じて老齢厚生年金の場合と同様の経過措置が設けられている。

### ② 子のいない中高齢の妻に対する加算（いわゆる「中高齢寡婦加算」）

ア 40歳以上65歳未満の妻に対する加算

遺族厚生年金（支給要件のエに該当することにより支給される遺族厚生年金の場合、厚生年金の被保険者期間全てを通算して20年以上のものに限る。）の受給権者である妻が40歳以上65歳未満である場合、又は、40歳に達した当時18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子等がある場合は、遺族厚生年金に遺族基礎年金の額の3/4を乗じて得た額（令和3年度の額は585,700円となる。）を加算した額をもって遺族厚生年金の額とすることとされている（厚年法§62）。

イ 65歳以上の妻に対する加算

中高齢寡婦加算を受けている妻が65歳に達すると、中高齢寡婦加算は打ち切れ、老齢基礎年金が支給される。しかし、昭和31年4月1日以前に生まれた妻の場合には、国民年金の加入期間が短いため、老齢基礎年金の額が中高齢寡婦加算の額より低額と

(注1) 平均給与（給料）月額 は [P19] の表1の再評価率を乗じることにより、令和3年水準とする。

(注2) 平成27年10月以降の期間も含めた全組合員期間により、20年以上であるか判断を行う。

## ② 経過措置

旧職域加算退職給付の額の算定に関する経過措置

①の額は、平均給与（給料）月額を [P19] の表1の再評価率により毎年度水準とし、給付乗率を5%適正化したものであるが、平成12年改正前の年金額の算定方式による年金額（給与（給料）は平成6年水準とし、給付乗率は5%適正化前）を平成6年度以降物価スライドさせた額がこの額を上回る場合には、その額を保障することとしている（12年改正法附則§11, 27年経過措置政令§12①）。なお、この場合の年金額は、次の(A)及び(B)の合算額となる。

(A) 平成15年3月31日までの期間④

$$\text{平均給料月額} \times \left\{ \begin{array}{l} \frac{1.5}{1000} \text{ (組合員期間20年以上)} \\ \frac{0.75}{1000} \text{ (組合員期間20年未満)} \end{array} \right\} \times \text{④の月数} \times \underline{1.001 \text{ 又は } 0.999}$$

(注1) (注2) (注3)

(B) 平成15年4月1日から平成27年9月30日までの期間⑤

$$\text{平均給与月額} \times \left\{ \begin{array}{l} \frac{1.154}{1000} \text{ (組合員期間20年以上)} \\ \frac{0.577}{1000} \text{ (組合員期間20年未満)} \end{array} \right\} \times \text{⑤の月数} \times \underline{1.001 \text{ 又は } 0.999}$$

(注1) (注2) (注3)

(注1) 平均給与（給料）月額 は [P20] の表3の再評価率を乗じることにより平成6年の水準とする。

(注2) 平成27年10月以降の期間も含めた全組合員期間により、20年以上であるか判断を行う。

(注3) 令和3年度の従前額改定率は、昭和13年4月1日以前に生まれた者については、1.001、同月2日以後に生まれた者については、0.999となる（国年改定率政令§6）。

## (3) 支給停止

旧職域加算退職給付の受給権者が組合員であるときは、その間、支給は全額停止となる（厚年法§46①, 27年経過措置政令§11①）。

## (4) 繰上げ請求

旧職域加算退職給付は、老齢厚生年金と同様に、繰上げ支給を選択することができる（改正前法附則§18の2, 27年経過措置政令§5・7①）。

## (5) 繰下げ請求

旧職域加算退職給付は、老齢厚生年金と同様に、繰下げ支給を選択することができる（改正前法§80の2, 27年経過措置政令§7①）。

## (6) 失 権

旧職域加算退職給付を受ける権利は、その受給権者が死亡したときに消滅することとされている（改正前法§83, 27年経過措置政令§7①）。



## 4 遺族基礎年金

### (1) 遺族基礎年金の支給要件

遺族基礎年金は、次の①から④のいずれかに該当する者が死亡したときに、その者の子のある配偶者又は子に支給される（国年法§37）。

また、昭和61年4月1日において60歳以上の者又は各被用者年金制度の既裁定の老齢（退職）年金又は障害年金（障害等級が3級のものを除く。）の受給権者が死亡したときにも、その者に生計を維持されていた子のある配偶者又は子に支給される（60年国年改正法附則§27、61年国年経過措置政令§44）。

- ① 被保険者
- ② 被保険者であった者であって日本国内に住所を有し、かつ、60歳以上65歳未満であるもの
- ③ 老齢基礎年金の受給権者
- ④ 老齢基礎年金の受給に必要な加入期間の要件を満たす者

ただし、①又は②に該当する者が死亡した場合で、死亡した者について、死亡日の前日に、死亡日の属する月の前々月までの被保険者期間があるときは、その被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上あることが必要である（国年法§37、60年国年改正法附則§21）。

なお、令和8年4月1日前に死亡日がある場合は、この3分の2以上の保険料納付要件を満たさなくても、死亡日の属する月の前々月（死亡日が平成3年5月1日前であるときは、死亡日の属する月前の直近の基準月の前月）までの1年間のうちに保険料滞納期間がないという場合にも遺族基礎年金が支給される（ただし、死亡日に65歳未満でなければならない）（60年国年改正法附則§20②・21）。

### (2) 遺族の範囲

遺族基礎年金を受けることができる遺族は、被保険者等の死亡の当時、その者によって生計を維持されていた次の者である（国年法§37の2）。

- ① 死亡した者の配偶者であって、死亡した者の18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子若しくは障害等級の1級又は2級に該当する障害の状態にある20歳未満の子と生計を同じくしている者
- ② 死亡した者の子であって、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか若しくは20歳未満で障害等級の1級又は2級に該当する障害の状態にあり、かつ、現に婚姻をしていない者

### (3) 遺族基礎年金の額

#### ① 子のある配偶者に支給される額（国年法§38・39①）

子のある配偶者に支給される遺族基礎年金の額は、次のとおりである。

基本額	780,900円×改定率	
子の加算額		
	子2人までは1人につき	224,700円×賃金変動等改定率
	3人目からは1人につき	74,900円×賃金変動等改定率

#### ② 子に支給する額（国年法§38・39の2①）

子に支給する遺族基礎年金の額は、子が1人の場合は下記の基本額となり、子が2人以上の場合は、基本額に子の人数に応じた加算額を加算した額を子の人数で除して得た額が1人当たりの年金額となる。

基本額	780,900円×改定率	
子の加算額	224,700円×賃金変動等改定率	
	3人目からは1人につき	74,900円×賃金変動等改定率
	※1人目の子は加算の対象とはならない。	

### (4) 支給期間

遺族基礎年金は、被保険者等の死亡の日の属する月の翌月から次の①から③のいずれかに該当した日の属する月まで支給される（国年法§18・40）。

- ① 受給権者が次のいずれかに該当したとき
  - ア 死亡したとき
  - イ 婚姻したとき（事実婚を含む。）
  - ウ 養子となったとき（直系血族又は直系姻族の養子となったときを除く。）（事実上の養子縁組関係を含む。）
- ② 配偶者が受給権者の場合は、①のいずれかに該当したときのほか、全ての子が次のいずれかに該当したとき
  - ア 死亡したとき
  - イ 婚姻したとき（事実婚を含む。）
  - ウ 配偶者以外の者の養子となったとき（事実上の養子縁組関係を含む。）
  - エ 離縁によって、死亡した被保険者等の子でなくなったとき

## 地方公務員年金制度の解説 令和3年度版

令和3年8月31日 第1刷発行  
令和3年11月30日 第2刷発行

編集 地方公務員年金制度研究会

発行 株式会社 ぎょうせい

〒136-8575 東京都江東区新木場1-18-11  
URL: <https://gyosei.jp>

フリーコール 0120-953-431

[ぎょうせい お問い合わせ 検索](https://gyosei.jp/inquiry/) <https://gyosei.jp/inquiry/>

〈検印省略〉

印刷 ぎょうせいデジタル(株)

©2021 Printed in Japan

※乱丁・落丁本はお取り替えいたします。

ISBN978-4-324-11050-8  
(5181371-00-000)

〔略号：地公年金(令3)〕